

退職手当共済制度を通じて、 福祉施設などにお勤めの みなさまを支えます

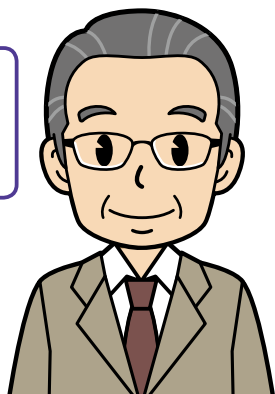


事業の概要

社会福祉法人等が経営する保育所・特別養護老人ホーム・障害をお持ちの方を支援する施設などにお勤めの職員のための「退職手当金制度」です。

法律に基づき実施されている全国規模の制度で、施設等の経営者の相互共済と国・都道府県の支援（補助）により、福祉施設に従事する人材の確保と定着、処遇の向上の一助となっています。

福祉施設職員の
将来設計に
役立っています。



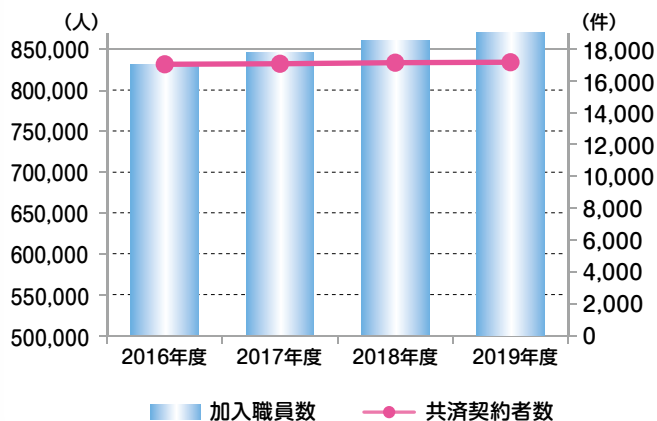
1 特色 退職金の財源は契約者（社会福祉法人等）・国・都道府県の三者負担であり、職員個人の負担はありません。

2 特色 人材の確保と定着に役立つ制度です。

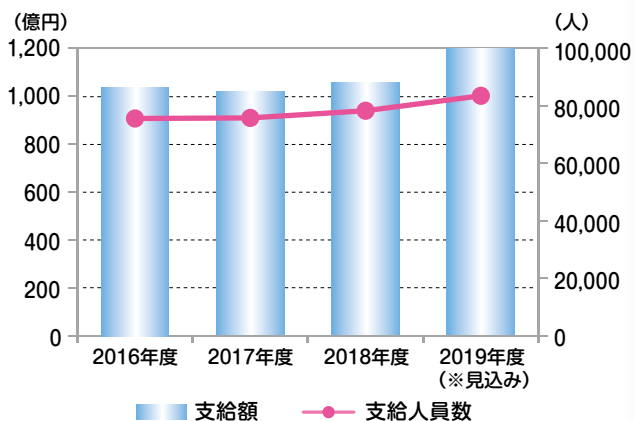
3 特色 法律に基づく制度であり、社会福祉法人の約90%が利用しています。

退職手当共済制度は、制度開始以来50年以上にわたり、延べ約200万人に退職金を支給してきました。現在では、契約者(社会福祉法人等)は約1万7千、加入職員は約87万人にのぼります。

共済契約者数・加入職員数の推移



支給額・支給人員数の推移



【お問い合わせ】

共済部 退職共済課・退職給付課
加入手続き等に関して
退職金の支給に関して

TEL0570-050-294 FAX03-3438-0584
TEL0570-050-294 FAX03-3438-9261

詳しくはHPを
ご覧ください

